

内航海運輸送力向上事業費補助金

募集要項

(2 次募集)

令和 7 年 6 月

1. 背景・目的

内航海運は、国内貨物輸送全体の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う、我が国の国民生活や経済活動を支える基幹輸送インフラである。他方、物流2024年問題を受けたトラックから船舶へのモーダルシフトや、インバウンドの受入強化に伴う航空燃料の海上輸送需要の増加が見込まれる中、令和4年4月に施行された海事産業強化法に基づき、船員の労働時間管理の厳格化が進み、船員の配乗調整に余裕が無くなる等のことから船舶の稼働率は低下している。今後、内航海運の輸送需要に対応し、物資の輸送停滞を回避するためには、船員の労働生産性向上等の取組を通じて、内航海運の海上輸送力を向上させることが喫緊の課題である。

こうした中、本補助金では、荷主・オペレーター・オーナーが連携し、海上輸送力向上に向けた今後の定量的目標、目標達成に向けたハード・ソフト両面からの先進的な取組（船員の労働生産性向上等）をまとめた計画（内航海運輸送力向上計画）の策定及び内航海運海上輸送力向上計画に基づく取組の効果を実際に検証する取組に対して支援を行うことで、船舶稼働率の向上、海上輸送力の向上を促進するとともに、海上輸送力向上に向けた先進的な取り組みを業界全体に横展開・普及啓発していく。

2. 補助金制度概要

補助金名称	内航海運輸送力向上事業費補助金
補助対象事業者	荷主と内航海運事業者で構成される協議体 内航海運事業者は、「みんなで創る内航推進運動」（下記 URL 参照）に参加していること。 みんなで創る内航推進運動の詳細は下記の URL をご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn3_000010.html 協議体の既存の会議体でも可とし、形式は問わない。
補助対象事業	補助対象事業は、下記の（ア）、（イ）に該当する取組とする。 また、（ア）のみもしくは（ア）、（イ）の両方実施を補助対象とし、（イ）のみの実施は補助対象外とする。 <u>（ア）計画策定</u> 荷主企業と内航海運業者が連携して、内航海運における輸送力向上に向けた目標設定とその目標達成に資する設備投資等の取組をまとめた「内航海運輸送力向上計画」を策定するもの。 計画には、参加事業者の名称を記載するとともに、輸送力向上に向けた取組内容と輸送力向上に向けた数値目標（輸送距離、輸送量等）を記載することとする。

	<u>(イ)実証実施</u> (ア)の「内航海運輸送力向上計画」に基づく取組について効果検証する事業であり、検証結果を内航海運の輸送力向上に資するモデル事例として、業界全体に横展開・普及啓発することを目指すもの。実証実施は、令和8年3月までに実施すること。 天災等やむを得ない事業により実施不可となった場合には、速やかに海事局内航課の問い合わせ先に連絡すること。
補助率	補助対象経費の1／2以内（補助対象経費は別添参照）
補助上限額	1事業あたり1,000万円まで
応募期間	第2回 令和7年6月25日（水）から <u>令和7年8月29日（金）</u> まで （以降、予算の範囲内において順次募集開始予定）

3. 応募手続き

(1) 応募期間

公募開始日：令和7年6月25日（水）

募集締切：令和7年8月29日（金） 17時必着

(2) 申請書類

以下の書類に必要事項を記載の上、提出してください。

- ・ 様式第1 補助金交付申請書
- ・ 様式第1 別添資料 補助対象事業実施計画書
（実施計画書については、記載例もご参照ください）

(3) 提出方法

本補助金は電子メールによる電子申請のみ受け付けます。

4. (2)の書類を電子メールに添付の上、以下の宛先に提出してください。また送信の際の件名は必ず「【提出】内航海運輸送力向上事業費補助金（代表事業者名、担当者氏名）」としてください。他の件名で送信された場合、適切に受付ができない場合があります。

（宛先）E-mail：hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

4. 交付決定基準

交付決定基準は以下のとおりです。

- ① 補助事業に係る計画が妥当であるか。（実施計画書3.②の記載内容）
- ② 輸送力向上効果が高い取組であるか。（実施計画書3.③の記載内容）
- ③ 補助事業に係る取組が先進性を有しているか。（実施計画書4.の記載内容）
- ④ 他の事業者への普及が見込まれる取組・技術であるか。（実施計画書4.の記載内容）
- ⑤ 補助事業に係る実施体制が妥当であるか。（実施計画書5.の記載内容）

5. 応募にあたっての留意事項

(1) 法令等の適用

この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、内航海運輸送力向上事業費補助金交付要領の適用を受けます。

補助金の目的外使用等の違反行為を行った場合には、補助金の交付決定の取り消しや返還等の処分が行われますので十分留意してください。

(2) 重複補助の禁止

国土交通省を含む他の公募事業等により実施中の補助対象事業（応募時点で支援が決定しているものを含む。）と内容が類似している事業については、本事業へ応募できません。また、本事業への応募後、当該応募に係る補助対象事業と内容が同じものが他の公募事業等に採択された場合は、直ちに（9. 問い合わせ先）までご連絡ください。

(3) 虚偽記載等に対する措置

提案書類に虚偽の内容を記載した場合、補助対象事業の不採択や採択の取り消し、事業費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

(4) 補助対象事業の中止等の措置

天変地異その他やむを得ない事由により補助対象事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、補助対象事業の中止等について国土交通省と協議するようにしてください。事業者都合による中止の場合、国土交通省から支払った補助金の全額又は一部を返還いただく場合があります。

(5) 事業状況の報告

本事業終了後3年間は、毎年度終了後に事業状況を報告していただきます。

また、本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。そのため、本事業実施中又は終了後に、国土交通省自らが発表する場合や成果発表会等で事業者に発表いただく場合がありますので、ご了承ください。

6. 事業状況の報告

本事業終了後3年間は、毎年度終了後に別に定める事業状況報告書を報告していただきます。

また、本事業で実施した内容については、その成果を広く国民へ情報提供していくこととしております。

7. 問い合わせ先

国土交通省海事局内航課 事業班 中村、今西

電話番号：03-5253-8627（直通番号）

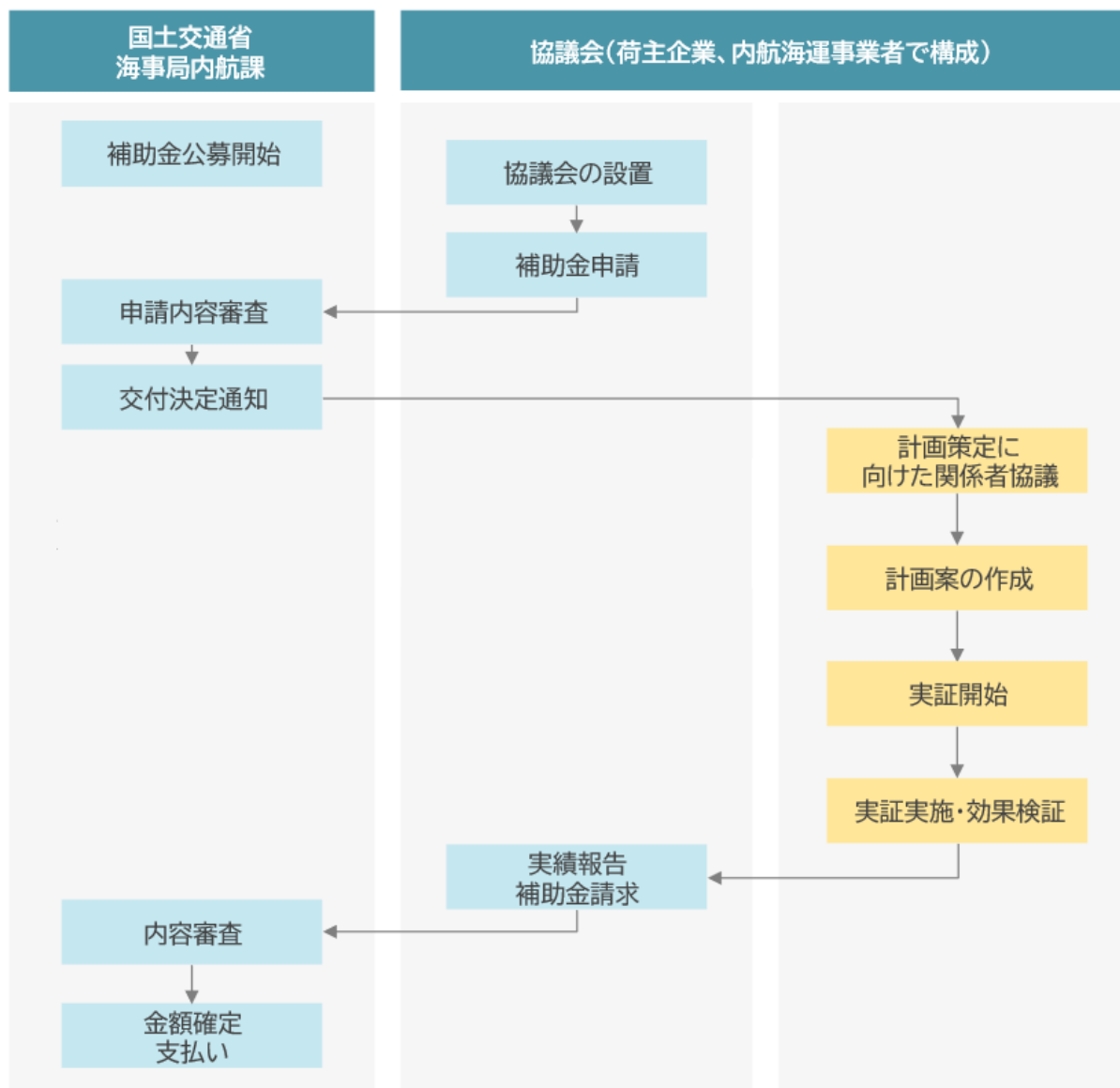
E-mail：hqt-naiko@ki.mlit.go.jp

8. 補助対象経費

	区分	内容
1	人件費	本事業を実施する上で必要な人件費。ただし、本事業のみに従事することが確認できることを条件とし、本事業を実施する団体の正職員や正社員に対する人件費は認めない。 (例) ・ 協議会運営に必要な事務作業等を実施する職員等の人件費
2	謝金及び移動交通費	専門家等に対する謝金及び移動交通費 (例) ・ 船員育成のために、外部から船員や専門家等を招聘する際にかかる経費
3	外部委託費	本事業の一部を外部の業者等へ発注し、契約書を交わして締結することで発生する経費 (例) ・ 効果検証を行う際に、外部調査会社に調査を委託する際にかかる経費 ・ 船員育成のために、研修等講座の実施を委託する際にかかる経費
4	借料・損料及び使用料	本事業の取組にかかる備品等のリース料 (例) ・ 会議室等の使用料 ・ 試験的に機器を導入する際にかかるリース料
5	機器・設備購入費	内航海運輸力向上計画に基づき、輸送力向上のために必要となる設備、機器等の導入に係る経費。ただし、別表1の実証支援にかかる経費のみを対象とする。 (例) ・ 荷役機器や船用機器、計器類等の導入 ・ システム導入費用
6	その他諸経費	前各号に掲げるもののほか、大臣が特に必要と認める経費

上記に掲げる費用例以外の経費について、補助対象経費になりうるか否かについては、適宜「7. 問い合わせ先」にご連絡、ご相談ください。

9. 補助金交付決定までの流れ



※必要に応じて現地視察、ヒアリングを実施

(様式第 1)

年 月 日

国土交通大臣

殿

代表事業者の名称及び住所並びに
その代表者の氏名

内航海運輸送力向上事業費補助金

補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助対象事業の目的及び内容 別添補助対象事業実施計画書のとおり
2. 補助対象事業の完了予定日 令和 8 年 3 月 31 日
3. 補助対象事業費総額 50,000,000 円
4. 補助金交付申請額 10,000,000 円

当該事業にかかる事業費を記載
して下さい。

当該事業費のうち、補助対象経費として申請する金額を記載して下さい。
なお、本補助金の補助率は 1/2、補助上限額は、10,000,000 円までです。

(例)

事業費総額 50,000,000 円。うち、補助対象経費は 27,500,000 円の場合
補助率は 1/2 $30,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = 13,750,000 \text{ 円}$
ただし、補助上限額が 10,000,000 円であるため、交付申請金額は 10,000,000 円

(別添資料)

補助対象事業実施計画書

1. 協議会の名称及び代表者

名称	内航海運輸送力向上検討協議会 (※名称が確定していない場合は、仮称でも可能です。名称確定後に速やかに ご報告ください)
代表者の氏名と その所属先	△△ (〇〇株式会社 代表取締役)

2. 協議会の構成

☐ で囲む	構成員（担当者）
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 〇〇株式会社 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3 担当部署 物流戦略部 担当者名 連 絡 先 TEL () E-Mail ()
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 〇〇株式会社 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3 担当部署 内航海運部 担当者名 <u>◆◆ □□</u> 連 絡 先 TEL (03-5253-8627) E-Mail (hqt-naiko@ki.mlit.go.jp)
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 〇〇株式会社 住 所 東京都千代田区霞が関2-1-3 担当部署 担当者名 連 絡 先 TEL () E-Mail ()

申請内容について確認する場合にご
連絡差し上げる場合がございます。
その際の窓口となる方の氏名に下線
をつけてください。

※お問い合わせの窓口となる方の担当者の氏名に下線を付けること。

※欄が足りない場合は、必要に応じて追加の上作成すること。

3. 事業の概要

①背景・経緯

我々内航海運輸力向上検討協議会を構成する事業者においては、〇〇を内航海運によって□□～▼▼区間で年間を通じて輸送している。昨今、船員の働き方改革もあり、船舶の稼働率は前年と比べて減少しており、実際、昨年は船舶の稼働を止めている期間があった。輸送需要に応えるべく、船舶の稼働率を高める生産性向上にむけた取組を、荷主企業と連携し、検討をすすめており、その結果、〇〇（荷役機器、船用機器その他システムなど）の導入を検討しているところ、その実用性や効果について検証する必要がある状況である。

②事業の内容

（課題とその解決方策について、具体的に記載するとともに、機器等を導入する場合にはその選定理由を記載すること）

〇〇（荷役機器、船用機器その他システムなど）の導入によって、船員の労働時間を月で□□時間、年間で△△時間短縮できるとされている。また、本機器に一部作業が廃止できることから、船員の安全確保にもつながることが想定される。

一方、導入にあたっては、船員及び陸上作業員のオペレーションが変更になることから、荷主、オペレーター、オーナーとの綿密な協議が必要である。合わせて、作業マニュアルも改訂する必要があることから、〇〇氏（専門家等外部人材）にも協議会に参画いただき、ご意見をいただきながら、検討及び実証調査を実施したい。

③目標等

（期間内の輸送量の向上及び輸送における効率化や省人化について、算出方法と合わせて数値を用いて設定すること）

船員の労働時間 （現状）年間〇〇時間⇒（目標）年間△△時間（削減率：2%）

一日当たりの労働時間を8時間とした際に、当該機器の導入により1時間の短縮が可能と仮定する。

短縮1時間を他の荷役作業または休憩時間とすることで、作業の効率化及び追加の輸送を可能として、年間で輸送量を1.5%増（〇〇トンキロ）できると想定。

4. 事業の先進性・波及可能性

（実施する取組の先進性や業界への波及方法について、具体的に記載すること）

導入を検討している機器は我々が輸送する品目においては、導入事例が多くない。本補助を活用し、当該機器の導入によるコストメリット、輸送力向上効果を効果検証できれば、当該機器の導入普及が進むと見込まれ、当協議会においても各社のプレスリリースを通じて本取り組みを広く周知してまいりたい。

5. 事業の実現可能性

(実施体制や過年度実績、関連分野にかかる知見の有無などについて具体的に記載すること)

本機器の導入は初の試みであることから、機器メーカー及び当該機器について知見を持つと思われる専門家を招聘し、議論の場にも加わっていただくことで、円滑に進めていきたい。

また、前年度に××機器を導入した際に、同じく船員、陸上作業員のオペレーションを大きく変更しており、導入までの流れについての現場の理解、スケジュール管理、実施すべき項目については整理ができている。

6. 実施内容

※実施する事業の類型が異なる場合や、複数協議会を立ち上げる場合、輸送力向上を図る航路や輸送品目などが異なる場合には、適宜、表を追加の上、作成すること。

類型	(1～5のうち、該当するものに○をつけること) 1. 船舶管理会社の活用による効率化・コストダウン 2. 魅力ある職場環境の構築 3. 荷役・船上作業等の効率化 4. 配船効率化 5. その他 ()
実施期間	令和 7年 6月 ～ 令和 8年 3月
協議会の構成員	(荷主企業) 〇〇株式会社 物流戦略部長 〇〇 〇〇株式会社 課長 〇〇 (内航海運事業者) 〇〇株式会社 海運部長 〇〇 〇〇株式会社 船員部長 〇〇 課長 〇〇
協議会開催回数	キックオフ、検討、方向性決定、実証結果報告を含めて計6回の実施を予定
招へいする専門家の概要	〇〇株式会社 取締役 〇〇 当該船用機器への知見並びに導入に携わった実績を有している
計画の策定方法	協議会構成員の同意掲載が完了し次第、各社にてプレスリリースを行う予定。
想定されるスケジュール	令和7年06月～09月 計画策定検討 令和7年09月 計画策定及びプレスリリース 令和7年10月～12月 機器導入工事 令和8年01月～03月 実証実施

申請書記載例

輸送内容	輸送トン数（t）	（実施前）	3,000	
		（実施後）	3,060	
	輸送距離（km）	（実施前）	50,000	
		（実施後）	51,000	
補助対象経費	費目	摘要		金額
	人件費	協議会事務局における作業人件費		3,000,000
	謝金及び移動交通費	外部有識者の招聘		800,000
	外部委託費	研修実施のための委託費 効果検証調査のための委託費		3,500,000
	借料・損料及び使用料	会議室		100,000
	機器・設備購入費	荷役機器の導入経費		20,000,000
	その他諸経費	協議会開催にかかる印刷費等事務経費		100,000
	合計			27,500,000

7. 交付申請額算出根拠

（単位：円）

補助事業に要する経費 （総事業費） a	寄付金その他の収入額 b	総事業費(a)から 寄付金その他の収入額(b)を控除した額 ア	補助対象経費 c	アとcを比較して少ない方の額 イ	(イ×1/2)と基準額*を比較して少ない方の額 ウ
50,000,000	0	50,000,000	27,500,000	27,500,000	10,000,000

※基準額は補助対象経費に補助率 1 / 2 を乗じて得た額以内とする。ただし、補助上限は10,000千円とする。

※ウは千円未満切捨てとする。

(任意様式)

計画に記載する項目

内航海運輸送力向上計画

1. 協議会の名称及び代表者

名称	
----	--

2. 協議会の構成員

□で囲む	構成員（担当者）
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所
荷主企業 内航海運業者 その他	社 名 住 所

3. 実施内容

類型	(1～5のうち、該当するものに○をつけること) 1. 船舶管理会社の活用による効率化・コストダウン 2. 魅力ある職場環境の構築 3. 荷役・船上作業等の効率化 4. 配船効率化 5. その他（ ）
実施期間	
想定されるスケジュール	

4. 事業の概要

①背景・経緯

②事業の内容

③目標等

(期間内の輸送量の向上及び輸送における効率化や省人化についての数値目標)

5. 事業の先進性・波及に向けた方策